

組合員証をご確認ください!

新しく組合員になられた方、またその被扶養者の方一人ひとりに、組合員証および組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）を交付します。組合員証等がお手元に届きましたら、記載事項に誤りがないかご確認をお願いします。

記載事項に相違があった場合は、共済事務担当課を通じて共済組合保険課までご連絡ください。

なお、任意継続組合員となられた方につきましては、同様に任意継続組合員証および任意継続組合員被扶養者証を交付します。

また、この組合員証等は、組合員およびその被扶養者の資格を証明するものであり、病気やケガをして保険医療機関で診療を受けるとき必要になるものですので、紛失されませんよう大切に保管してください。以下、組合員証等について説明いたします。

1 組合員証等の記載事項について

① 組合員証名称

組合員証等の名称を記載しております。また、本人、被扶養者を判別するため、「本人」、「家族」と表示しております。

② 記号・番号

共済組合における市町村（所属所）の固有番号および個人番号です。共済組合における各種事務手続きについては、この番号での届出になります。（任意継続組合員における組合員証記号・番号は、現職時と変わりません。）

③ 氏名・性別および生年月日

印字されている内容のご確認をお願いいたします。（誤りがある場合はご連絡ください。）

④ 資格取得年月日

共済組合の組合員として資格を取得した年月日となり退職するまで組合員証等を使用することができます。
※任意継続組合員証には、資格取得年月日の下に有効期限が表示されております。この有効期限は任意継続組合員の資格を取得された日から2年間となります。

⑤ 組合員氏名

（組合員被扶養者証および任意継続組合員被扶養者証に表示）組合員の氏名を表示しています。

⑥ 認定年月日

（組合員被扶養者証および任意継続組合員被扶養者証に表示）被扶養者として認定された年月日を表示しています。

⑦ 裏面

「臓器の移植に関する法律」に基づく意思表示欄が設けられています。

① 埼玉県市町村職員共済組合 本人 平成30年4月26日交付
組合員証 (組合員)
② 記号 埼999 番号 9999
③ 氏名 共済太郎 性別 男
④ 生年月日 昭和61年4月13日
資格取得年月日 平成30年4月1日
発行機関所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号
保険者番号 32110413 発行番号 0165937
名称 埼玉県市町村職員共済組合

【組合員証(表面)】

① 埼玉県市町村職員共済組合 家族 平成30年4月26日交付
組合員被扶養者証 (被扶養者)
② 記号 埼999 番号 9999
⑤ 氏名 共済花子 性別 女
⑥ 組合員氏名 共済太郎
生年月日 昭和61年8月1日
認定年月日 平成30年4月1日
発行機関所在地 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目5番14号
保険者番号 32110413 発行番号 0165936
名称 埼玉県市町村職員共済組合

【組合員被扶養者証(表面)】

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。
住所
備考
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます（記入は自由です。）
記入する場合は、1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
⑦ (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】
【特記欄】
署名年月日： 年 月 日
本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

【組合員証(裏面)】

2 各保険医療機関にかかる際は必ず組合員証等を提示してください

組合員証等は、保険医療機関等に提示することで保険診療を受けることができる証明書です。忘れずに持参して医療機関窓口へ提示してください。

また、継続して診療を受けていて診療月が変わった場合や月の途中で再診等で受診する場合、あるいは、所属所の異動により組合員証等の記載事項が変更になった時など、必ず組合員証等を提示してください。

3 組合員証等は大切に保管してください

組合員証等は証明書ですので、紛失されませんよう大切に保管してください。もし、紛失や盗難等に遭った場合は、最寄りの警察署等へ届け出てください。

また、不正に使用した場合は、法により罰せられますのでご注意ください。

4 組合員証等に関する各種届出について

組合員証等に関する各種届出については、必ず勤務先の共済事務担当課を通じて行ってください。

任意継続組合員の方は、共済組合へ直接ご連絡ください。

5 75歳を迎えた時には ……

組合員および任意継続組合員、もしくは、被扶養者の方が75歳の誕生日を迎えますと、後期高齢者医療制度へ移行となり、その日以降、組合員証等が使用できなくなりますので、組合員証等を共済組合へ速やかに返納してください。